平成15年(行ケ)第121号 審決取消請求事件 平成15年10月28日判決言渡,平成15年8月26日口頭弁論終結

株式会社堀場製作所

訴訟代理人弁護士 伊原友己,加古尊温,弁理士 角田敦志

告 特許庁長官 今井康夫

岩崎良子、林栄二、大橋信彦 指定代理人

特許庁が平成11年審判第6469号事件について平成15年2月24日にした 審決(指定商品及び指定役務は審決後にされた分割出願によって別紙2の指定商品 及び指定役務のみとなった。)を取り消す。

訴訟費用は各自の負担とする。

事実及び理由

第 1 原告の求めた裁判 主文第1項同旨の判決。

事案の概要

特許庁における手続の経緯

原告出願(平成9年商標登録願第159255号)に係る本願商標は、 ROH」の欧文字を標準文字としてなるものである。原告は、拒絶理由通知があっ た後の平成11年1月27日、指定商品・役務の明確化及び指定商品減縮を目的とする第1次補正をしたが、平成11年3月19日に拒絶査定があったので、これに 対する不服の審判請求をし(平成11年審判第6469号), 平成11年4月19 日指定商品・役務の減縮を目的とする第2次補正をしたが(その結果、本願商標の 指定商品及び指定役務は、別紙1の「審決時における指定商品及び指定役務」記載 のとおりとなった。), 平成15年2月24日, 本件審判の請求は成り立たないと の審決があり、その謄本は同年3月12日原告に送達された。

審決の理由の要点

(1) 引用商標

登録第1732782号商標(引用商標)は、「ABIRON」の欧文字を横書きしてなり、昭和56年1月23日登録出願、第19類「なべ類、湯沸かし類、加 熱器、流し台、調理台、食料又は飲料貯蔵器具(パン入れ、つぼ、たるを除く) 国旗、のぼり、旗、旗竿、うちわ、せんす、ちようちん、あんどん、石油ランプ、燈芯、ほや、ろうそく、ろうそくたて、湯たんぽ、あんか、かいろ、かいろ灰、火ばし、五徳、十能、火消しつぼ、はえ取り紙、はえたたき、ねずみ取り器、植木ばち、金魚ばち、小鳥籠、犬の首輪、犬の胴輪、はしず、きやたつ、郵便受け、帽子 に商標権の存続期間の更新登録がなされたものである。

(2) 審決の判断

本願商標は、その構成文字に相応して、 「アビロー」の称呼を生じ、特定の意味 合いを有しない造語よりなるものである。

他方、引用商標は、その構成文字に相応して、 「アビロン」の称呼を生じ、特定

の意味合いを有しない造語よりなるものである。 そこで、本願商標より生ずる「アビロー」の称呼と引用商標より生ずる「アビロー」の称呼と引用商標より生ずる「アビロー」の称呼と引用商標より生ずる「アビロー」の称呼と引用商標より生ずる「アビロー」の称呼と引用できませる。 ン」の称呼とを比較するに、両称呼は、第3音「アビロ」までを共通にし、異なるところは、語尾において、本願商標が「ロ」の長音「一」であるのに対し、引用商 標が「ン」である点にすぎない。

そして、「ン」の音は鼻音として弱い音であるのに対し、長音「一」は前音を発 音したままの状態で伸ばす音で,いずれも「ロ」の音に付随する形で明確に聴取し 難い関係にあるものというのが相当であるから、両称呼をそれぞれ一連に称呼する 場合には、その語感語調が近似し、互いに紛れて聴取され得るものといわなければならない。

また、両商標は前記のとおりの構成よりなるものであって、いずれも欧文字6文字よりなるものであり、しかも「A」「B」「I」「R」「O」の文字が共通し、末尾において本願商標では「H」、引用商標では「N」と入れ替わったにすぎない構成であるから、取引者、需要者が両商標について時と処を異にして接する場合には、外観上近似した印象、連想等を生じさせるおそれがあることも否定できない。

してみれば、本願商標と引用商標とは、観念においては、共に造語であるから比較することができないが、称呼において類似し、外観上の近似性も否定できない全体として出所の混同を生ずるおそれのある類似の商標というべきである。また、本願商標の指定商品は、引用商標の指定商品と同一又は類似するものである。

したがって、本願商標は商標法4条1項11号に該当し、登録することはできない。

第3 原告主張の審決取消事由

原告は、本訴提起後の平成15年4月9日付けで、審決指摘の類似商品部分につき商標法10条に基づいて分割出願を行うとともに、同日付けで当該類似商品部分を本件出願から削除する旨の減縮補正を行った。その結果、本願商標の指定商品及び指定役務は別紙2分割出願後の指定商品及び指定役務のとおりとなり、審決指摘の拒絶理由はすべて解消され、結果として審決は違法となった。

被告主張の論拠は、原告のした分割出願と同時にした補正が、商標法68条の40第1項所定のものではなく、出願時に遡る効力を持たないものであるというにある。しかし、そのような効力しかない補正は、商標法の規定するところではない。

第4 審決取消事由に対する被告の反論

- 1 拒絶査定不服審判の審決取消訴訟は、過去にした審決について、その当時に違法があったか否かを争うものである。審決は、平成15年2月24日にしたものであるから、その後の平成15年4月9日付けで分割出願をし、それに伴い同日付けで原商標登録出願である本件出願の指定商品及び指定役務を減縮する手続補正書を提出したとしても、次の2で述べる理由により、審決時における審決の違法性の有無を左右するものではない。
- 2 願書は出願当初から完全であって補充や訂正が一切必要ないことが最も望ましいが、このような完全を望むことは出願人に対して酷である一方で、いつまでも補充や訂正を許すことは手続を不安定にし、出願の処理の上からも望ましくなく処理を遅延させる原因となる。

そこで、商標法68条の40第1項では、「商標登録出願···に関する手続をした者は、事件が審査···審判又は再審に係属している場合に限り、その補正をすることができる。」と規定し、手続の補正のできる時期を制限している。

そうすると、たとえ、商標法施行規則22条4項が特許法施行規則30条を商標登録出願に準用し、原商標登録出願の願書の補正は新たな商標登録出願と同時にしなければならない旨を定めていても、審決取消訴訟が裁判所に係属している時期に出願の分割をするために原商標登録出願についてする手続補正は、それが可能な時期に行われたものではないのであって、商標法68条の40第1項にいう手続の補正ということはできない。

出願の分割に当たっては、必ず原商標登録出願の指定商品又は指定役務を二以上に分けなければならないところ、訴訟係属中の分割のための「手続補正」は、商標法上手続の補正ができる時期に行うのではないから、指定商品又は指定役務を分けるという出願の分割に必須の体裁を整えるためだけに最小限に認められているものと解すべきであって、それを越えて、商標法68条の40第1項にいう手続の補正と同等にその効果が出願時に遡及するものと解すべきではない。

してみれば、訴訟係属中の分割のための「手続補正」の効果は将来的に及ぶにとどまるというべきであるから、審決後である本訴の係属中に出願の分割をし、そのために本件出願の指定商品及び指定役務の「手続補正」を行ったとしても、本訴においては、審決時の指定商品及び指定役務、すなわち、該「手続補正」を行う前の指定商品及び指定役務を前提に審決の違法性を争うべきことになるから、審決の違法性の有無を左右しない。

事案の要約と問題の所在

本件事案は、次のように要約される。

原告は、指定商品ないし役務をA(第5類のa、第16類のa、第21類のa) の商品群、B(第5類のb,第16類のb,第21類のb)の商品群,及びC(第 16類のc, 第38類, 第42類)の商品ないし役務群として, 本願商標の登録出 願をしたところ、特許庁から拒絶理由通知を受け、願書記載の指定商品及び役務からA商品群を削除する旨の補正書を提出するなどして対応したものの(第1次補 正)、拒絶査定を受けたため、審判請求をするとともに、指定商品からB商品群の うち第5類のものを削除する旨の補正書を提出したが(第2次補正)、本願商標 正). は、引用商標「ABIRON」(指定商品は第19類)と類似し、かつ、本願商標と引用商標は、指定商品において同一又は類似することを理由として、請求不成立 (出願拒絶支持)の審決を受けた。そこで、原告は、審決取消しを求めて本訴を提 起した上、特許庁に対し、第16類と第21類のB商品群が拒絶の根拠になったものとみて、これらの商品群を指定商品とする分割出願をし、かつ、本件出願に係る指定商品及び役務をCの商品ないし役務群に減縮する旨の補正書を提出した。

以上の事実関係の下で、原告は、本訴提起後特許庁に対し分割出願に伴って提出 された補正書は,出願時に遡って効力を有するとする見解(遡及説)に立って,本 件出願に係る指定役務が分割前のB商品群(一部を除く。)及びC商品役務群であ ることを前提として判断した審決は、結果として誤りであるから、違法として取り 消されるべきであると主張し、これに対し、被告は、本訴提訴後に提出された補正書は原告主張のような遡及効は有しないとする見解(非遡及説)に立って、審決は 違法ではないと主張する。

商標法68条の40第1項について

商標法10条1項は、 「商標登録出願人は,商標登録出願が審査,審判若しくは 再審に係属している場合又は商標登録出願についての拒絶をすべき旨の審決に対す る訴えが裁判所に係属している場合に限り,二以上の商品又は役務を指定商品又は 指定役務とする商標登録出願の一部を一又は二以上の新たな商標登録出願とするこ 程定仅務とする間標豆球田駅の一部を一支は一以上の利にな間標豆球田駅にすることができる。」と規定し、分割出願が許される時期について「商標登録出願についての拒絶をすべき旨の審決に対する訴えが裁判所に係属している場合」と明記しているから、審決取消訴訟係属中に分割出願ができることに疑問の余地はない。これに対し、商標法68条の40第1項は、「商標登録出願・・・に関する手続き

した者は、事件が審査、登録異議の申立てについての審理、審判又は再審に係属し ている場合に限り,その補正をすることができる。」と規定し,手続の補正をする ことのできる時期を制限し、特に「商標登録出願についての拒絶をすべき旨の審決 に対する訴えが裁判所に係属している場合」を文理上除外している。

そして、平成8年法律第68号による改正前の商標法10条は、商標登録出願の 分割ができない時期として、「査定又は審決が確定した後」と規定していたのであ り、これとの対比において考えても、商標法68条の40第1項の上記場合とは、 事件が特許庁に現に係属している場合を指し、審決取消訴訟が係属している場合を 含まないものと解するのが自然である。そして、事件が現に特許庁に係属していない限り、出願人から補正書が提出されたとしても、これを審査することはできず、仮に審査して補正の許否の結論を出したとしても、これを出願の当否の判断に反映 させる法的手続も定められていない。

また,商標法68条の40第1項は,手続の補正に関する一般規定であるから, 分割出願に伴う補正のみでなく、補正一般についても審決取消訴訟係属中に認める ことになるような解釈は、審決取消訴訟の審理構造に関わる重大な事項であって、 弊害も大きく、軽々に認めることは適当ではない。

以上のとおり考えると、商標法68条の40第1項の解釈としては、審決取消訴 訟の係属中には、もはや、遡及効を伴うような補正は、許容することはできないものと解さざるを得ない。そこで、以下には、項を改め、分割出願に伴い、原出願に関する審決取消訴訟の審理の対象がどのように影響を受けるのかの観点から、検討 を加えることにする。 3 分割出願の法的性質について

上述のように,商標法10条1項は, 「商標登録出願人は,商標登録出願が審 審判若しくは再審に係属している場合又は商標登録出願についての拒絶をすべ き旨の審決に対する訴えが裁判所に係属している場合に限り、 二以上の商品又は役 務を指定商品又は指定役務とする商標登録出願の一部を一文は二以上の新たな商標 登録出願とすることができる。」と規定し、同条2項は、「前項の場合は、新たな 商標登録出願は、もとの商標登録出願の時にしたものとみなす。」と定めており、分割出願自体について特別の要件ないし手続(例えば、審決で拒絶理由とされた指定商品等について分割出願を制限するなどの要件ないし手続)を定めていないことなどを考えると、(1)商標法の定める分割出願は、同法10条1項の定める要件を充足している限り、分割出願がされることによって、原出願の指定商品等は、原出願の指定商品等に当然に分割され、それゆえ、原出願の指定商品等について、分割出願の指定商品等として移行する商品等が削除されることに、分割出願は、法律上、新たな出願とみなされるため、不動産登記における分で、分割、は、法律上、新たな出願とみなされるため、不動産登記における分で、分割や民事訴訟における弁論の分離などの場合(これらの場合には、分割前の正と負の状態を分割後もそれぞれが承継する。)と異なり、原出願が受けた拒絶を定、審判請求不成立の審決という負の状態、そして、審決取消訴訟係属の対象と解され、改めて特許庁において新たな出願として審査及び審判を受けることができるようになると解される。

しかも、商標法10条1項は、上述のとおり審決取消訴訟の係属中であってもすることができると明記していることを考えると、審決取消訴訟の係属中にされた分割出願でも、分割出願自体によってその効力を生じ、同法68条の40第1項のいう補正をしなくとも、分割出願としての効力に何ら影響を及ぼすものではないと解するのが相当である。

4 分割出願と審決取消訴訟の審判対象の変動について

上述したとおり、分割出願は、願書記載の指定商品及び役務を原出願と分割出願との間で分割するというものであるから、商標法10条1項の要件に適合する分割出願がされれば、これによって、原出願についても、指定商品等の変動という分割出願の効力は生じているといわざるを得ない。そして、商標法は、審査・審判等に反映させることにし、これと同列的に、審決取消訴訟が裁判所に係属する場合にも分割出願を認めたのであるから、その分割出願の結果も害た取消しの訴訟及び判決に反映させることにしたものと解するのが文理上も自然である。仮に、商標法が審決取消訴訟係属中に分割出願の制度を認めたのであるが、のと解するのが文理上も自然である。の結果が審決取消しの訴訟及び判決に何ら影響を与えないるのの結果が審決取消しの訴訟及び判決に何ら影響を与えないのがであれば、審判対象物の恒定効を付与するといった特別の法的措置を講じるべきのより、そのような措置が何ら講じられていない以上、分割出願の結果を前提に、爾後の審決取消訴訟は進行するものといわざるを得ない。

の審決取消訴訟は進行するものといわざるを得ない。 そこで、分割出願の効力が審決取消訴訟に対しいかなる影響を与えるかについて 考えるに、登録出願に係る商標の指定商品等が分割出願によって減少したことは、 審理及び裁判の対象がその限りで当然に減少したことに帰するから、審決取消訴訟 では、残存する指定商品等について、審決時を基準にして、審理及び裁判をすべき ことになる。この場合、審決が残存する指定商品等について判断をしているとき は、その判断の当否について審理及び裁判をし、審決が判断を加えないでその結論 を導いているときは、その点につき当該訴訟で審理判断が可能かを見極めることと なる。

以上のように解すると、審決の示した判断、審決取消訴訟進行中の被告(特許庁)の示した判断、そして、審決取消訴訟の第一審判決に示された判断に不満を抱いた原告は、その訴訟が終局するまで、分割出願をした上、拒絶理由に関係のある指定商品等について分割出願をすることによって、容易に審決取消しの判決を得ることが可能であるかのようであるが、分割の濫用法理の適用などは別途考えられてよい。

5 本件について

当裁判所の上記見解に立って本件をみるに、本願商標の指定商品等は、本訴提起後に行われた分割出願の結果、C商品役務群となっており、そうであるとすると、本願商標と引用商標(指定商品は第19類の商品群)とは、指定商品等が同一又は類似であるとはいえない(被告はこの点を争わない。)から、審決が本願商標が商標法4条1項11号に該当するとして本件出願を拒絶すべきものとした判断は、結果として誤りであり、審決のうち、C商品役務群を指定商品等とする部分は、違法として取り消されるべきである。そして、審決のその余の部分は、上記分割出願によって、その効力を失っているというべきである(この点は主文で明らかにするまでもないものと思料する。)。

第6 結論

以上のとおりであって、原告の請求は認容されるべきである。訴訟費用の負担に つき行訴法7条、民訴法62条を適用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第18民事部

 裁判長裁判官
 塚原 朋 一

 裁判官
 塩月 秀 平

 裁判官
 古 城 春 実

(別紙1)

ー 審決時における指定商品及び指定役務 ー

第16類 「衛生手ふき、紙製タオル、紙製テーブルクロス、紙製テーブルナプキン、紙製手ふき、紙製のぼり、紙製ハンカチ、印刷物」

第21類 「食器類(貴金属製のものを除く。)」

「宿泊施設の提供,宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ,飲食物 の提供、飲食物の提供のための施設の提供、オフセット印刷、グラビア印刷、スク リーン印刷、石版印刷、凸版印刷、医療情報の提供、気象情報の提供、求人情報の 提供、婚礼(結婚披露を含む。)のための施設の提供、葬儀の執行、機械・装置若 しくは器具(これらの部品を含む。)又はこれらにより構成される設備の設計,建 築物の設計,デザインの考案,電子計算機・自動車その他その用途に応じて的確な 操作をするためには高度の専門的な知識・技術又は経験を必要とする機械の性能・ 操作方法等に関する紹介及び説明、電子計算機のプログラムの設計・作成又は保 守、医薬品・化粧品又は食品の試験・検査又は研究、機械器具に関する試験又は研究、建築又は都市計画に関する研究、公害の防止に関する試験又は研究、電気に関する試験又は研究、土木に関する試験又は研究、農業・畜産又は水産に関する試験・検査又は研究、環境に関する試験・研究又は測定分析、金属材料に関する試験・研究又は測定分析、金属材料に関する試験・研究又は測定分析、金属材料に関する試験・研究又は測定分析、金属材料に関する試験・研究又は測定分析、金属材料に関する試験・研究又は測定分析、金属材料に関する試験・研究又は測定分析、金属材料に関する試験・ 験・研究又は測定分析,半導体プロセス技術に関するコンサルティング,編み機の 貸与,衣服の貸与,植木の貸与,カーテンの貸与,会議室の貸与,家具の貸与,火 災報知器の貸与、加熱器の貸与、壁掛けの貸与、カメラの貸与、漁業用機械器具の 貸与、光学機械器具の貸与、鉱山機械器具の貸与、計測機械器具、分析機械器具・ 員与、元子機械器具の員与、鉱山機械器具の員与、計測機械器具・分析機械器具・ その他の測定機械器具の貸与、コンバインの貸与、祭壇の貸与、敷物の貸与、自動 販売機の貸与、芝刈機の貸与、消火器の貸与、タオルの貸与、暖冷房装置の貸与、 超音波診断装置の貸与、調理台の貸与、展示施設の貸与、凸版印刷機の貸与、電子 計算機(中央処理装置及び電子計算機用プログラムを記憶させた電子回路・磁気の ィスク・磁気テープその他の周辺機器を含む。)の貸与、流し台の貸与、美容院用 又は理髪店用の機械器具の貸与、布団の貸与、ミシンの貸与、理化学機械器具の貸 与、ルームクーラーの貸与、飲食物の提供の媒介又は取次ぎ、飲食物の提供のため の施設の提供の媒介又は取次ぎ、美容の媒介又は取次ぎ、理容の媒介又は取次ぎ、 入浴施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ、写真の撮影の契約の媒介又は取次ぎ、オフセット印刷の契約の媒介又は取次ぎ、グラビア印刷の契約の媒介又は取次ぎ、スクリーン印刷の契約の媒介又は取次ぎ、凸版印刷の契約の媒介又は取次ぎ、凸版印 刷の契約の媒介又は取次ぎ、医療情報の提供の契約の媒介又は取次ぎ、気象情報の 提供の契約の媒介又は取次ぎ、求人情報の提供の契約の媒介又は取次ぎ、 交際を希望する者への異性の紹介の契約の媒介又は取次ぎ、婚礼(結婚披露を含 む。)のための施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ、葬儀の執行の契約の媒介又は 取次ぎ、墓地又は納骨堂の提供の契約の媒介又は取次ぎ、一般廃棄物の収集及び分 別の契約の媒介又は取次ぎ、産業廃棄物の収集及び分別の契約の媒介又は取次ぎ、庭園又は花壇の手入れの契約の媒介又は取次ぎ、庭園樹の植樹の契約の媒介又は取次ぎ、肥料の散布、雑草の防除の契約の媒介又は取次ぎ、有害動物の防除(農業・ 園芸又は林業に関するものに限る。)の契約の媒介又は取次ぎ、機械・装置若しく は器具(これらの部品を含む。)又はこれらにより構成される設備の設計の契約の 媒介又は取次ぎ、建築物の設計の契約の媒介又は取次ぎ、測量の契約の媒介又は取 次ぎ、地質の調査の契約の媒介又は取次ぎ、デザインの考案の契約の媒介又は取次

ぎ、電子計算機・自動車その他その用途に応じて的確な操作をするためには高度の専門的な知識・技術又は経験を必要とする機械の性能・操作方法等に関する紹介及 び説明の契約の媒介又は取次ぎ、電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守の 契約の媒介又は取次ぎ、医薬品・化粧品又は食品の試験・検査又は研究の契約の媒 介又は取次ぎ、機械器具に関する試験又は研究の契約の媒介又は取次ぎ、建築又は 都市計画に関する研究の契約の媒介又は取次ぎ,公害の防止に関する試験又は研究 の契約の媒介又は取次ぎ、電気に関する試験又は研究の契約の媒介又は取次ぎ、 木に関する試験又は研究の契約の媒介又は取次ぎ、農業・畜産又は水産に関する試験・検査又は研究の契約の媒介又は取次ぎ、環境に関する試験・研究又は測定分析の契約の媒介又は取次ぎ、金属材料に関する試験・研究又は測定分析の契約の媒介 又は取次ぎ,半導体プロセス技術に関するコンサルティングの契約の媒介又は取次 通訳の契約の媒介又は取次ぎ、翻訳の契約の媒介又は取次ぎ、施設の警備の契 約の媒介又は取次ぎ、身辺の警備の契約の媒介又は取次ぎ、個人の身元又は行動に関する調査の契約の媒介又は取次ぎ、あん摩・マッサージ及び指圧の契約の媒介又は取次ぎ、 編み機の貸与契約の媒介又は取次ぎ、 衣服の貸与契約の媒介又は取次ぎ、 植木の貸与契約の媒介又は取次ぎ、 カーテンの貸与契約の媒介又は取次ぎ、 会議室の貸与契約の媒介又は取次ぎ、 会議室の貸与契約の媒介又は取次ぎ、 大災報知器 の貸与契約の媒介又は取次ぎ、加熱器の貸与契約の媒介又は取次ぎ、 壁掛けの貸与 契約の媒介又は取次ぎ、カメラの貸与契約の媒介又は取次ぎ、漁業用機械器具の貸 与契約の媒介又は取次ぎ、光学機械器具の貸与契約の媒介又は取次ぎ、鉱山機械器 具の貸与契約の媒介又は取次ぎ、計測機械器具・分析機械器具・その他の測定機械器具の貸与契約の媒介又は取次ぎ、計測機械器具・分析機械器具・その他の測定機械器具の貸与契約の媒介又は取次ぎ、祭壇の貸与契約の媒介又は取次ぎ、自動販売機の貸 与契約の媒介又は取次ぎ,芝刈機の契約貸与の媒介又は取次ぎ,消火器の貸与契約 の媒介又は取次ぎ、タオルの契約貸与の媒介又は取次ぎ、暖冷房装置の貸与契約の 媒介又は取次ぎ、超音波診断装置の貸与契約の媒介又は取次ぎ、調理台の貸与契約 の媒介又は取次ぎ、展示施設の貸与契約の媒介又は取次ぎ、調理台の貸与契約の媒介又は取次ぎ、展示施設の貸与契約の媒介又は取次ぎ、凸版印刷機の貸与契約の媒介又は取次ぎ、電子計算機(中央処理装置及び電子計算機用プログラルを記憶 の媒介又は取次ぎ、電子計算機(中央処理装置及び電子計算機用プログラムを記憶させた電子回路・磁気ディスク・磁気テープその他の周辺機器を含む。)の貸与契約の媒介又は取次ぎ、流し台の貸与契約の媒介又は取次ぎ、美容院用又は理髪店用の機械器具の登上契約の媒介又は取次ぎ、美容院用又は理髪店用の機械器具の登上契約の媒介又は取次ぎ、 の機械器具の貸与契約の媒介又は取次ぎ、布団の貸与契約の媒介又は取次ぎ、 ンの契約貸与の媒介又は取次ぎ、理化学機械器具の貸与契約の媒介又は取次ぎ、 -ムクーラーの貸与契約の媒介又は取次ぎ、飲食物の提供に関する情報の提供、 食物の提供のための施設の提供に関する情報の提供、美容に関する情報の提供、 容に関する情報の提供、入浴施設の提供に関する情報の提供、写真の撮影に関する 情報の提供、オフセット印刷に関する情報の提供、グラビア印刷に関する情報の提 供、スクリーン印刷に関する情報の提供、石版印刷に関する情報の提供、凸版印刷 に関する情報の提供、医療情報の提供に関する情報の提供、気象情報の提供に関す る情報の提供,求人情報の提供に関する情報の提供,結婚又は交際を希望する者へ の異性の紹介に関する情報の提供、婚礼(結婚披露を含む。)のための施設の提供 に関する情報の提供、葬儀の執行に関する情報の提供、墓地又は納骨堂の提供に関 する情報の提供、一般廃棄物の収集及び分別に関する情報の提供、産業廃棄物の収 集及び分別に関する情報の提供、庭園又は花壇の手入れに関する情報の提供、庭園樹の植樹に関する情報の提供、肥料の散布、雑草の防除に関する情報の提供、有害動物の防除(農業・園芸又は林業に関するものに限る。)に関する情報の提供、機械、特累等しくは異見(これ)の報見を含む。)又はこれににより構成される記憶 械・装置若しくは器具(これらの部品を含む。)又はこれらにより構成される設備 の設計に関する情報の提供、建築物の設計に関する情報の提供、測量に関する情報 の提供、地質の調査に関する情報の提供、デザインの考案に関する情報の提供、 子計算機・自動車その他その用途に応じて的確な操作をするためには高度の専門的 な知識・技術又は経験を必要とする機械の性能・操作方法等に関する紹介及び説明に関する情報の提供、電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守に関する情報の提供、薬品・化粧品又は食品の試験・検査又は研究に関する情報の提供、機械器の提供、薬品・化粧品又は食品の試験・検査又は研究に関する情報の提供、機械器 具に関する試験又は研究に関する情報の提供,建築又は都市計画に関する研究に関 する情報の提供、公害の防止に関する試験又は研究に関する情報の提供、 電気に関 する試験又は研究に関する情報の提供、土木に関する試験又は研究に関する情報の 提供、農業・畜産又は水産に関する試験・検査又は研究に関する情報の提供、環境 に関する試験・研究又は測定分析に関する情報の提供、金属材料に関する試験・研 究又は測定分析に関する情報の提供、半導体プロセス技術に関するコンサルティン

グに関する情報の提供、通訳に関する情報の提供、翻訳に関する情報の提供、施設 の警備に関する情報の提供、身辺の警備に関する情報の提供、個人の身元又は行動 に関する調査に関する情報の提供、あん摩・マッサージ及び指圧に関する情報の提 供、編み機の貸与に関する情報の提供、衣服の貸与に関する情報の提供、植木の貸 与に関する情報の提供、カーテンの貸与に関する情報の提供、会議室の貸与に関す る情報の提供、家具の貸与に関する情報の提供、火災報知器の貸与に関する情報の 提供、加熱器の貸与に関する情報の提供、壁掛けの貸与に関する情報の提供、カメ ラの貸与に関する情報の提供、漁業用機械器具の貸与に関する情報の提供、光学機 械器具の貸与に関する情報の提供、鉱山機械器具の貸与に関する情報の提供、計測機械器具・分析機械器具・その他の測定機械器具の貸与に関する情報の提供、コン バインの貸与に関する情報の提供、祭壇の貸与に関する情報の提供、敷物の貸与に 関する情報の提供、自動販売機の貸与に関する情報の提供、芝刈機の貸与に関する 情報の提供、消火器の貸与に関する情報の提供、タオルの貸与に関する情報の提 供、暖冷房装置の貸与に関する情報の提供、超音波診断装置の貸与に関する情報の 提供、調理台の貸与に関する情報の提供、展示施設の貸与に関する情報の提供、凸版印刷機の貸与に関する情報の提供、電子計算機(中央処理装置及び電子計算機用 プログラムを記憶させた電子回路・磁気ディスク・磁気テープその他の周辺機器を含む。)の貸与に関する情報の提供,流し台の貸与に関する情報の提供,美容院用 又は理髪店用の機械器具の貸与に関する情報の提供、布団の貸与に関する情報の提 供、ミシンの貸与に関する情報の提供、理化学機械器具の貸与に関する情報の提 供、ルームクーラーの貸与に関する情報の提供」

(別紙2)

- 分割出願後の指定商品及び指定役務 -

第16類 「紙製テーブルクロス、印刷物」

第38類 別紙1の第38類と同じ。

第42類 別紙1の第42類と同じ。